


所管部課	会計課	部長	神山尚	
件名	東大和市会計事務規則の一部を改正する規則について			
		区分	○ 1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条 例 規 則			
	部 課 機 関			
1 要 旨				
(1) 改正理由				
<p>令和4年4月1日付け組織改正にともない、東大和市会計事務規則における課名等の変更や文言の整理を行うとともに、会計管理者の判断で事務の効率的な処理が図れるよう新たな規定を設けるなどの一部改正を行う。</p>				
(2) 主な改正内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・組織改正にともない、第2条第2号、及び別表（第5条・第7条関係）の記載を組織改正後のものに改める。 ・新型コロナウイルス感染症関係の給付金等を現金支給する場合に、都度の附則改正によらずに資金前渡で現金支給を可能とするため、第72条第10号に、「やむを得ない事情があると会計管理者が認めたもの」という条項を追加する。 ・登録依頼書による申出以外の方法で口座振替による支払を可能とするため、第70条第1項及び第2項に、会計管理者が特に認めた場合はこの限りでない旨のただし書きを加える。 ・登録依頼書（第1号様式）に「金融機関コード」及び「店番号」の記載欄を設ける様式変更を行う。 				
(3) 施行日				
令和4年4月1日から施行する。				
(4) 影響及び効果				
組織改正後の組織に対応するとともに、新型コロナウイルス感染症の給付金等の支払い事務や債権者登録の事務等を効率的に処理できる。				
2 経 過（現時点に至るまでの経過）				
文書課審査済み				
3 留意事項（問題点等）				
4 主管部処理案（検討結果等）				
庁議審議後、改正の事務手続きを進めたい。				
5 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。